

議案第70号

西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年12月2日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第195号）の一部を次のように改正する。

別表の3 交流センター等利用に係る基準額の表中

「

テント敷地 1張	1,040円		(1泊)
タープ (day テント) 1張	620円		
貸自転車 1台	420円	200円	(1時間)
テント敷地 1張	1,040円		(1泊)

」

を「

テント敷地 1張 (市内居住者)	1,100円		(1泊)
テント敷地 1張 (市外居住者)	2,200円		
タープ (day テント) 1張	620円		
貸自転車 1台	420円	200円	(1時間)
テント敷地 1張 (市内居住者)	1,100円		(1泊)
テント敷地 1張 (市外居住者)	2,200円		

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の日を利用期間の初日とする公園の施設利用に係る利用料金について適用する。

新旧対照表

西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新					旧				
西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例					西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例				
平成17年4月1日 西海市条例第195号					平成17年4月1日 西海市条例第195号				
本則 (略)					本則 (略)				
別表 (第8条関係)					別表 (第8条関係)				
1及び2の表 (略)					1及び2の表 (略)				
3 交流センター等利用に係る基準額					3 交流センター等利用に係る基準額				
区分	利用施設名	大人	小人	摘要	区分	利用施設名	大人	小人	摘要
(略)					(略)				
体験交流センター	テント敷地 1張 <u>(市内居住者)</u>	<u>1,100円</u>		(1泊)	体験交流センター	テント敷地 1張	<u>1,040円</u>		(1泊)
		テント敷地 1張 <u>(市外居住者)</u>	<u>2,200円</u>						

新					旧				
	タープ (dayテント) 1張	620円				タープ (dayテント) 1張	620円		
その他	貸自転車 1台	420円	200円	(1時間)	その他	貸自転車 1台	420円	200円	(1時間)
	テント敷地 1張 <u>(市内居住者)</u>	<u>1,100円</u>		(1泊)		テント敷地 1張	<u>1,040円</u>		(1泊)
	テント敷地 1張 <u>(市外居住者)</u>	<u>2,200円</u>							
	(略)					(略)			
4の表 (略)					4の表 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市伊佐ノ浦公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の日を利用期間の初日とする公園の施設利用に係る利用料金について適用する。